

報道関係者 各位

平成 31 年 4 月 24 日

【照会先】

人材開発統括官付政策企画室
室長 立石 祐子
職業能力開発指導官 田井 裕貴
(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5602)
(直通電話) 03(3595)3377

「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」の認定マークが決定しました ～認定の対象を拡大して、ガイドラインを分かりやすく改正～

厚生労働省では、民間職業訓練機関における職業訓練サービスの質の向上を推進するため、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を策定し、ガイドラインに適合する民間教育訓練機関の事業所を認定する「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定事業」を実施しています。

このたび、認定を受けた事業所が、職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいることをよりアピールできるよう、認定マークを決定しましたので、お知らせします。

また、さらにこの取組を推進するため、

① 平成31年度の認定事業(※)から、認定の対象を拡大しました。

(公的職業訓練の質の向上に取り組む民間教育訓練機関の事業所に加え、雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を実施する者の事業所に拡大)

② ガイドラインについて、民間教育訓練機関がよりわかりやすく、取り組みやすくなるよう、自己診断表の整理や補足説明の充実等の改正を行いました。

厚生労働省では、民間職業訓練機関における職業訓練サービスの質の向上をさらに推進していくため、認定マークやガイドラインの周知を図っていきます。

※今年度のガイドライン適合事業所認定は、秋頃の開始を予定しています。

■ 「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」の認定マーク

【マークの解説】

人材開発行政の最重要施策の一つであり、職業訓練サービスの代表格である公的職業訓練のイメージキャラクターの「ハロトレくん」をモチーフに、職業訓練サービスガイドラインに基づき質の向上に取り組む事業所であることを認定された優良な事業所であることをメダルとリボンをイメージしたデザインで表現している。

【ロゴマークの制作者】

柿原 さゆりさん (北海道富良野市)

※「ハロトレくん」制作者



認定証発行番号
第 0000TC0000(0)号

別添1：「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」改定のポイント

別添2：「民間教育訓練機関に対する質向上の取組支援」の概要

別添3：民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン

参考：民間教育訓練機関における職業サービスガイドラインの詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html



「民間教育訓練機関」の皆さまへ

「ガイドライン適合事業所認定」※1 の申請受付が始まります！

受付期間：令和元年8月30日～10月31日※2

※1 正式名称は、「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」です。

※2 申請事業所が多数となった場合には、受付を締め切る場合があります。(受付状況など、詳しくは各審査認定機関にお問合せください。)

平成30年度より、厚生労働省では、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドラインに基づいて公的職業訓練(ハートレーニング)等の質向上に取り組む民間教育訓練機関に対して審査を行い、ガイドラインに対する適合の可否を認定する「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」(以下、「ガイドライン適合事業所認定」という。)を実施しています。

ガイドライン適合事業所認定を取得するには、ガイドライン研修を受講した人員を有し、ガイドラインに基づく自己診断を行うとともに職業訓練サービスの質の保証・向上に努めていることが求められます。なお、審査認定に当たっては、審査認定料と現地審査に係る旅費交通費(実費)が必要となります。詳しくは裏面に掲載されている審査認定機関にお問合せください。

認定取得のメリット

- | | | |
|----------|--|--|
| 組織内のメリット | <p>① 訓練の質の向上につながる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の明確化・明文化 ・課題の洗い出し ・業務フロー(仕組み)の再構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・訓練の質向上について組織内の意識の共有化 ・PDCAサイクルを確立・運用することによる、業界を取り巻く環境変化への対応力向上 等 |
| 対外的なメリット | <p>② 適合事業所名が公表される。(ガイドライン適合事業所認定の公式Webサイト上)</p> <p>③ 認定証が付与される。</p> <p>④ 求職者支援訓練の認定申請において、ガイドライン適合事業所認定が加点要素となる。(令和元年度10月以降開講分より適用)</p> <p>⑤ 認定マークを使用することができる。</p> | |

今年度の変更点

- ① 認定マークが決定されました。
認定を受けた事業所が、職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいることをよりアピールできるよう、認定マークが決定されました(右参照)。
- ② 令和元年の認定事業から、認定の対象が拡大され、教育訓練給付制度の指定講座を実施している事業所も対象になりました。
(公的職業訓練の質の向上に取り組む民間教育訓練機関の事業所に加え、雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を実施する者の事業所に拡大)
- ③ ガイドラインが改正されました。(平成31年4月改正)
ガイドラインについて、民間教育訓練機関がよりわかりやすく、取り組みやすくなるよう、自己診断表の整理や補足説明の充実等の改正が行われました。

※ 申請・お問合せ先は、裏面をご覧ください。

■「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」の認定マーク



認定証発行番号
第 0000XX0000 (0) 号

【マークの解説】

人材開発行政の最重要施策の一つであり、職業訓練サービスの代表格である公的職業訓練のイメージキャラクターの「ハートくん」をモチーフに、職業訓練サービスガイドラインに基づき質の向上に取り組む事業所であることを認定された優良な事業所であることをメダルとリボンをイメージしたデザインで表現している。

「ガイドライン適合事業所認定」制度について、詳しくは下記をご覧ください。

【職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定】

<http://www.minkan-guideline-tekigo.info/index.html>

【厚生労働省ホームページ 職業訓練サービスガイドライン掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html

参資3-3



厚生労働省 人材開発統括官
あしたを拓く人を創る

< 審査認定機関と申請事業所の区分 >

下記の審査認定機関の中から、各申請事業所の区分にあった機関を選び、ご連絡ください。

JAMOTE認証サービス株式会社 (JAMOTEC)

- 区分・ 専門学校及び各種学校など職業教育訓練を実施している学校法人等
- ・ 職業訓練に関するマネジメントに力を入れて取り組んでいる事業所
- ・ 遠隔地を含む地方都市で職業訓練を実施している事業所

< 審査認定機関の特長 >

当法人は、平成24年5月に日本初の民間教育訓練機関等を対象としたISO 29990のサービス認証機関として設立され、これまで延べ全国650拠点を超す事業所の審査を行い、今日に至るまで一貫して民間教育訓練事業者の質の向上に貢献してまいりました。

昨年度「平成30年度公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」審査認定のための事業を受託し、審査認定を行った実績ならびに経験を活かし、審査認定を行います。

また、審査認定事業の推進にあたっては、昨年度事業で審査認定機関を運営したTCE財団とも連携・協力をし

ており、専門学校等を含む民間教育訓練機関の実態やガイドライン適合事業所認定の審査について十分な知識を持っております。ぜひお問合せください。

< お問合せ先 >

JAMOTE認証サービス株式会社
ガイドライン審査認定事務局 担当: 八木・石塚
<http://www.jamotec.co.jp>
E-mail: sec@jamotec.co.jp Tel: 03-6228-3445

一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会 (JAD)

- 区分・ 資格取得や技能習得を目的とした職業訓練を実施している機関(東日本・西日本)

< 審査認定機関の特長 >

当会は、民間教育事業者の団体が結集し、1987年に設立。以来、民間教育事業者の資格取得や技能取得を目的とした職業訓練(公的職業訓練・教育訓練給付)の推進に寄与してまいりました。

昨年度「平成30年度公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」審査認定のための事業を受託し、審査認定を行った実績ならびに経験を活かし、審査認定を行います。

今年度は教育訓練給付制度の指定講座を有する事業所も審査対象に拡大されたため、教育訓練給付制度

の講座指定支援も実施している当会のノウハウを活かし、ガイドラインの認知・普及に務めてまいります。個別相談などを実施してまいりますので、お気軽にお問い合わせください。

< お問合せ先 >

一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会
ガイドライン審査認定事務局 担当: 高橋・今井
<http://www.jad.or.jp>
E-mail: jad-gl@jad.or.jp Tel: 03-3518-2960

日本規格協会ソリューションズ株式会社 (JSA-SOL)

- 区分・ 高度な実務人材の養成を目的とした職業訓練に精通している機関

< 審査認定機関の特長 >

日本規格協会グループは、1945年の創設以来、産業界と連携して、日本産業規格(JIS)やISO規格等の開発を推進しつつ、1949年から企業向けに品質管理講習会を開始し、1980年代後半からは特定の業界に属さない中立的な認証機関の第一号としてISO9001等の認証を開始しました。

本認定制度に関しては、平成28年度より制度検討の場に参画、さらに「平成28年度および29年度のトライアルテスト」、「平成30年度公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」審査認定のための事業に審査員を複数派遣してきました。

当社は、東京・大阪・名古屋各地区に審査員を有します。審査認定を通じて、皆様の事業活動に貢献してまいりたいと考えております。是非お問い合わせください。

< お問合せ先 >

日本規格協会ソリューションズ株式会社
ガイドライン審査認定事務局
担当: 赤井澤(あかいざわ)・小越(おごし)
<https://syokugyokunren.jsa.or.jp>

※Webサイトは上記URLにて設置予定(準備中)です。
E-mail: skg@jsa.or.jp Tel: 03-4231-8521

令和元年度事業では、各区分ともに30事業所程度(計180事業所程度)の審査認定を予定しています。なお、申請に関する具体的なご質問(申請書類やエビデンスについての不明点等)は、公平性を期すために、8/19(月)より受付をいたします。